

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (09/7月号) (第53号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

従業員が裁判員に選ばれたら・・・

(1) 裁判員制度とは

無作為に選ばれた国民が**刑事裁判の第一審**の審理・評議に参加し『裁判官と一緒に、**有罪か無罪か**、さらには**刑の種類や重さを決定**する』制度です。裁判員制度の対象となる事件は**一定の重大な犯罪**です。裁判員に選ばれると**裁判官と対等の立場**で刑事裁判に関わることになります。

(2) 裁判員はどうやって選ばれるの？

次の4つのステップを踏んで選ばれます。

①	地方裁判所が有権者の中から裁判員「候補者」を選ぶ
②	事件発生！検察官による起訴
③	地方裁判所が①の裁判員「候補者」から、 くじ引きで 、50～100人程度の裁判員の候補者を選ぶ
④	③の裁判員の候補者から裁判官との面談を通して、②の「事件の審理に参加する裁判員」が選ばれる

(3) 裁判員の拘束時間は？

①	裁判の日程は、通常 3日間連続
②	1日あたりの時間は、通常朝の 9時から夕方5時まで

(4) 裁判員の日当は？

①	裁判所までの 交通費実費 とは別に
②	1万円以内が日当 として支払われます。

(5) 従業員から休暇を取得したいとの希望があったら？

労働基準法では公民権の行使(選挙で投票する権利など)が保障されています。したがって、従業員が裁判員制度に参加するために休暇を取得することを拒むことができません。

(6) 有給休暇にする必要があるか？

有給休暇にするかどうかは企業の判断に委ねられています。

(7) 就業規則上のポイント

①	裁判員制度に対応した休暇の規定
②	休暇の給与の取扱い

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____